

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（機能WT）」

第3回議事概要

日時：令和2年8月19日（水）14：00～17：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
廣田 美穂	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
熊倉 禎己	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
市川 和央	富士市総務部 情報政策課 主幹
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
小松 幸司	南国市税務課 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

小山 里沙	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶／第2回WTの反映状況等
2. 第2回WTの積み残し議題（4.滞納整理）について、事務局からの提案・質問に対する構成員の回答を基に、たたき台（標準仕様書になる案）を議論
3. 第3回WTの議題（5.決算～9.その他）について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）を議論

【意見交換（概要）】

- 4.1.1. 延滞金管理について
- 延滞金のDB（データベース）管理項目について、延滞金計算日を具備するのが良いと考えている。他執行機関のDBで同様の項目が存在し、正しい延滞金計算のために必要な項目という認識である。
→延滞金計算日項目を具備する実現可能性を、APPLICに確認する。

■4.1.6. 確定延滞金について

- 当市では、本税完納を確認できた時に、確定延滞金発生の通知書と、確定延滞金の納付書発行を行っている。
- 当市では、上記機能を滞納側で運用している。
→確定延滞金発生の通知書、確定延滞金納付書を一括発行する機能を、たたき台に必須機能として追加する。
- 市では、手修正した確定延滞金をシステムで自動修正すると事故のもとになるため、システムで再計算されないような制御をかけている。手修正で登録した延滞金については、変更後の延滞金のほうが少額の場合は修正されるようにしてほしい。
→手修正された確定延滞金が、調定異動に伴って自動修正される場合、調定異動に伴って再計算された確定延滞金額が手修正した確定延滞金額より少額の場合は修正できる機能の実装可能性を、APPLICに確認する。

■4.1.7. 処分との連携について

- 当市では、収滞納が一体型であるため、延滞金計算のデータについて、処分データとの連携は必要ない。
- 当市においても、一体型パッケージを採用しているため、滞納側で差押等の入力を行うと、収納側でも自動で計算される。ただし、滞納側で行う充足減免については、システムでは自動計算できない。また、法人住民税については、徴収猶予や減免があった場合に延滞金の自動計算ができないので、滞納側で計算した延滞金額を、収納側で手修正している。
- 当市では、滞納システムから収納システムに、日次連携されている。
→滞納側の延滞金計算結果を収納側に連携する機能の実現可能性について APPLICに確認する。

■4.2.3. 督促状作成について

- 当市では、当初納税通知した共有者についてのみ督促状を発送しているため、共有者への督促状発送の可否を選択できる機能が必要である。
→共有者へ督促状の発送可否を選択できるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■4.2.4. 引き抜きについて

- 当市では、督促状引抜き対象者を、交渉経過に記録する機能について、収納側に交渉経過を残す仕組みがない。
→督促状引抜き対象者の元データについては収納側で管理し、滞納側の交渉経過に記録できるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■4.2.6. 督促状の発送管理・送付状況管理

- 確定延滞金に対しても督促手数料を発生させる機能について、当市では、本税のみに督促手数料を徴収しているため、不要な機能である。
→自治体によって、必要性が異なると思われるため、たたき台にオプション機能として追加する。

■5.1.1. 年度繰越処理について

- 会計上の年度繰越は、財務会計システムで行われ、収納システムはその元データを作成する認識である。
→収納システムでは財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できるよう、たたき台の記載を事務局で検討する。

■6.1.1. 納付書即時発行について

- 当市では、充当用納付書／一般的な再発行納付書を出力している。
- 当市でも、同様に区別して発行している。
- 当市では、納付書の形式は同じだが、帳票コードに違いを持たせ、区別している。
- 当市では、滞納側で一般納付書を発行して、充当時に対応していたが、時効管理の問題があるため、納付書を区別する必要があると考えている。
→充当用納付書／一般的な再発行納付書を区別して発行できるよう、たたき台に必須機能として追加する。また、滞納からの連携については、たたき台にオプション機能として追加する。
- 当市では運用していないが、滞納側で催告書発行者の除外条件や、督促状出力対象に CSV 読み込みを活用できるケースがある。CSV の読み込みによる帳票発行の機能は、複数の機能に要件化するのか、一括で定義するのかを教えてほしい。
- 還付通知や口座振替通知、催告書等、他の通知についても実装されたほうがよいか確認したい。
- 実装された方が良いと考える。
→CSV を取り込み帳票発行に活用できる機能の実現可能性を APPLIC に確認する。
- 本税未納の状態でも延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納付税額として変更して出力する機能について、未来日の延滞金額を算出し、その日時点で納付を希望されるケースがあるため、必須機能を希望する。
- 当市では、本税未納の状態でも延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納付税額として変更して出力できる機能が具備されている。
- 当市でも同様に、未来日で延滞金額の計算が可能である。
→本税未納の状態でも延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納付税額として変更して出力できるよう、たたき台に必須機能として追加する。
- 口座振替登録者に対して納付書を再発行するにあたり、当市では二重払いのトラブルが多発しているため、口座振替登録者へのアラート機能を具備している。
→口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■6.1.5. コンビニバーコード仕様について

- コンビニバーコードの使用期限について、当市では、再発行時にコンビニ使用期限が発行から1年と定義されている。都度使用期限を変更するのはミスの恐れがあると思料する。
- 当市では、再発行の際に任意の使用期限を設定する。デフォルトでは1か月後と設定されている。
- 当市では、指定した日付から1か月後としている。
→使用期限が初期設定されており、かつ任意で変更できるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■6.1.7. 軽自動車税について

- 当市では、過年度滞納分を合算した納付書に証明書を添付している。なお、車検が不要な車種については、証明書付きの納付書でなく、一般の納付書を出力している。どちらを出力するかは、選択可能である。
- 当市では、過年度に滞納があったら、納税証明書の印字はされない。複数年度をまとめて出せる機能は、有用であると考ええる。
- 納税証明書の部分はプレプリントか、システム印字かをご教示いただきたい。
- 当市では、納税証明書部分も含めて、全てシステム印字である。
- 当市では、単年度しか出力できない。
→継続検査用納税証明書を単年あるいは複数年を合算して出力可能か、APPLICに確認する。なお、合算納付書の場合、期別ごとに消し込むことを想定している。

■6.1.10. 合算納付書について

- 期別の上限を8~12に設定すべきという提案について、特別徴収を想定している。
→期別の上限を設定できるよう、たたき台にオプション機能として追加する。
- 当市では、特別徴収の再発行納付書について、様式が市の規則で定められているため、単月発行しかできず、延滞金や督促手数料の出力ができない。
- 当市では、特別徴収の再発行納付書は単月発行だが、延滞金は納付書出力日 or 指定した計算日を自動で印字できる。
- 当市では、1期別に1枚の納付書を手書きで作成している。
→特別徴収の納付書に、延滞金・督促手数料の出力が可能となるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■6.1.11. 発行情報・送付状況管理について

- 発行履歴は自動的に記録される認識だが、発行記録を削除（誤発行などの時用）する機能も実装されるか確認したい。なお、当市では発行履歴が残っていない。
- 削除機能は想定していない。
- 当市では、納付書再発行した記録の削除はできない。発行した経緯をメモできればよいと考えている。
発行したが渡さない、という対応は可能である。
→誤発行への対応は、メモ機能で対応することとする。

■6.2.1. 各種納税証明書発行について

- 当市では、現在のところ証明発行の機能として職務代理者を指定していない。
→発行者については、以下のとおりたたき台に必須機能として追加する。
 - ・市町村長及び職務代理者：必須
 - ・区長（区の事務所の長）：指定都市オプション
 - ・総合区の事務所の長、税務に関する事務所の長：オプション

■6.2.4. 納税証明書発行（市町村民税）について

- 特別徴収義務者が個人住民税を未納している場合、特別徴収義務者に責任が生じると理解している。よって、当市では、従業員が納税証明書の発行を求めた場合、納税証明の内容をアスタリスク表示させ、備考欄に特別徴収中と印字した納税証明書を発行している。
- 当市では、納税証明書の発行を求めた場合、口頭で特別徴収義務者からの納付がないことを伝えており、記載はしていない。特別徴収分に滞納がある旨を示す証明書しか発行できない。
- 当市では、特別徴収分に滞納がある旨を示す証明書を出力している。
- 当市では、備考欄に「市税特別徴収分を含む」、と付記して証明書を出力している。
→特別徴収義務者が滞納している旨を証明書に記載すると、秘密の漏えいに繋がる危険性が考えられるため、備考欄に「市税特別徴収分を含む」と付記されるよう、帳票 WT で検討する。

■6.2.5. 納税証明書発行（軽自動車税）について

- 軽自動車の場合、条例に基づいた減免・非課税（障害者減免等も含む）の車種があるため、未納だが車検のため証明書が必要というケースがある認識である。当市では、条例により減免、非課税である旨を、納税証明書に付記して発行している。
→納税証明書に、条例により減免、非課税である旨を付記できるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■6.2.8. 発行禁止・警告について

- 納税証明書発行時の注意喚起機能について、当市ではフラグ管理している。
→「証明発行時に一定の条件（滞納者等）により、注意を喚起するメッセージを出力することができること。」を「証明発行時に注意を喚起するメッセージを出力するか、フラグ管理できること」に修正する。

■7.1.1. 返戻者情報管理について

- 督促状の返戻情報について、交渉経過のような記事情報でなく、返戻者情報の履歴を管理する認識である。
→督促状の返戻者情報の履歴管理できるよう、たたき台を修正する。滞納側の記事情報に連携する機能については、9.1.1.のたたき台に必須機能として追加する。

■7.1.2. 公示送達対象者抽出について

- 当市では、返戻された督促状、公示送達処理を行う督促状を、コンビニバーコードを読み込んでリストを作成している。
→バーコード読み取りによる入力効率化を、たたき台にオプション機能として追加する。

以上